

飯島賢二の『恐縮ですが』一言コラム』

第209回 注意！！40年ぶりの大改正「減価償却制度」

2007.7.8

平成19年度の税制改正は、「減価償却制度」について、諸外国と同様に残存価額や償却可能限度額などの制約を撤廃することにより、国際的なイコールフッティング（同等の条件）を確保し、また、設備投資を促進し、生産手段の新陳代謝の加速化により、企業の国際競争力と我国の経済の持続的成長を維持するために、大正7年の制度創設以来の大改革、かつ40年ぶりとなる大改正となった。

まず、「償却可能限度額の廃止」である。平成19年4月1日以降に新規に取得する資産については、現行の法定耐用年数経過時点の「残存価額」を撤廃（10% → 0%）し、法定耐用年数経過時点で1円（備忘価額）まで償却できるようになった。これにより、現行の償却可能限度額（現行5%）は廃止される。

定額法については、法定耐用年数経過時点で全額償却できるよう償却率が見直される。これまでの償却率は、法定耐用年数経過時点における残存価額が10%になるよう償却率を算定していた。たとえば、法定耐用年数10年の場合の償却率は、9.0%だった。しかし、今後は、法定耐用年数経過時点で全額償却できるよう償却率を決定することになるので、法定耐用年数10年の場合の償却率は10.0%となる。

定率法については、**250%定率法**が導入される。250%定率法とは、次のような計算方法をいう。まず、定額法で償却した場合の償却率（100%法定耐用年数）に対して2.5倍（250%）した率を定率法の償却率として償却費を計算する。さらに、この償却費が、一定の金額を下回るときに、償却方法を定率法から定額法に切り替えて、備忘価額まで償却することとなる。

実務的なことだが、平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産の取扱いも、償却可能限度額（取得価額の95%）まで償却し、その後、翌事業年度から5年間の均等償却により備忘価額まで償却できるようになる。

今回の改正により、従来は、取得価額の全額を経費とすることができなかったが、晴れて（？）法定耐用年数経過時点で全額（1円を除く）を経費とすることができるようになった。減価償却費は、ご存知の通り、現金支出を伴わない経費であるため、その分、資金が会社内部に留保され次の設備投資への原資とすることができることとなる。

今回の改正減価償却制度は、その改正点の多くが今年の4月1日以後に「取得」された固定資産に適用される。つまり、4月決算や5月決算の会社でも今年4月1日以降に取得した固定資産がある場合には、決算時に改正内容を反映し、申告期限（延長申請がなければ事業年度終了の日から2ヶ月後）までに申告する必要がある。

注意が必要なのは、**償却方法の変更に関する経過措置**。償却方法の変更とは、設備の種類ごとに選択できる「定額法」や「定率法」といった償却方法を変更することで、通常は「新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日」が申請期限。しかし、今回改正においてはその改正の大きさが考慮され、平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度についてのみ、その事業年度の申告期限までに申請すれば良いことになっている。

しかし、4月決算、5月決算の法人では申告期限までそれほど余裕もない。償却方法を変更するか否かは別にしても、今回の減価償却制度改正が自社に及ぼす影響については早めに確認しておくべきだろう。今年の4月1日以降に大きな設備投資をしたというような場合などは尚更である。

なお、今回改正においては、冒頭で述べた通り、既に償却可能限度額（取得価額の5%）まで償却が完了している既存の減価償却資産について、今後**5年間で残存価額1円まで償却できることになった**。ただし、これは実質的に平成19年4月1日以降最初に開始される事業年度から適用されることになるので、それほど急ぐ必要はないかもしれないが、顧問税理士との打合せを！！是非、お願いしたい。